

第10章 条例等

岡山県都市計画審議会条例

昭和44年6月17日
岡山県条例第41号

〔岡山県都市計画地方審議会条例〕をここに公布する。

岡山県都市計画審議会条例(平12条例63・改称)

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第百号)第77条第3項の規定により、岡山県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。(平12条例63・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員28人以内で組織する。

(昭48条例58・昭54条例2・一部改正)

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験のある者 9人以内
- 二 関係行政機関の職員 9人以内
- 三 市町村の長を代表する者 2人以内
- 四 県議会の議員 6人以内
- 五 市町村議会の議長を代表する者 2人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後であつても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行なうものとする。

4 委員は、再任されることができる。(昭48条例58・昭54条例2・一部改正)

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他適当と認められる者のうちから知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、専門委員について準用する。

(会長)

第6条 審議会に、会長を置き、学識経験のある者として任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 関係行政機関の職員のうちから任命された委員に事故があるときは、当該委員が指名する当該行政機関の職員が、当該委員に代わつて会議に出席し議決に加わることができる。

(常務委員会)

第8条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長の指名した委員8人以内で組織する。
- 3 常務委員会に、委員長を置き、常務委員会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、常務委員会の会務を掌理する。
- 5 第6条第3項の規定は委員長について、前条の規定は常務委員会について準用する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の運営にあたる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、土木部都市計画課において行なう。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

- 2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年岡山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和48年条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第63号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の岡山県都市計画地方審議会条例第1条に規定する岡山県都市計画地方審議会は、この条例による改正後の岡山県都市計画審議会条例第1条に規定する岡山県都市計画審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。

都市計画公聴会規則

昭和45年6月5日
岡山県規則第27号

都市計画公聴会規則を次のように定める。

都市計画公聴会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条の規定による公聴会の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の公告)

第2条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会開催の日の20日前までに、開催期日、場所、第4条に規定する意見書を提出することができる期間(第3項、次条第3項及び第4条において「提出期間」という。)、当該公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案(以下「当該案件」という。)の概要その他必要な事項を公告するものとする。

2 前項の規定による公告は、岡山県公報に登載して行うほか、次の各号に掲げる方法の1以上の方法によつて行うものとする。

- 一 関係市町村の掲示場への掲示
- 二 新聞への掲載
- 三 ラジオ又はテレビ放送
- 四 有線放送
- 五 その他知事が適当と認める方法

3 提出期間は、14日間とする。

(平28規則45・一部改正)

(開催期日の延期等)

第3条 知事は、災害その他やむをえない理由により当該期日に公聴会を開催することができないときは、開催期日を延期することができる。

2 知事は、前項の規定により開催期日を延期したときは、次条に規定する意見書を提出した者に対し、延期後の開催期日の5日前までにその旨を通知するとともに、前条第2項の例により、延期後の開催期日及び場所を公告するものとする。

3 知事は、提出期間を経過しても次条に規定する意見書の提出がないときは、公聴会を開催しないことができる。

(平28規則45・一部改正)

(意見書)

第4条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、提出期間内に、当該案件について述べようとする意見の要旨、理由及び当該意見を述べるのに要する時間並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「意見書」という。)を知事に提出しなければならない。

(平28規則45・一部改正)

(公述人)

第5条 意見書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、意見書に記載された意見の内容が当該案件に関係がないと認められる場合は、この限りでない。

2 知事は、意見書を提出した者が多数ある場合において必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず公聴会において意見を述べるることができる者(以下「公述人」という。)の数又は公述人が意見を述べる時間をあらかじめ制限することができる。

3 知事は、第1項ただし書の規定に該当する場合又は前項の規定により公述人の数若しくは公述人が意見を述べる時間を制限した場合においては、あらかじめ、その旨を

当該意見書を提出した者に通知するものとする。

(平28規則45・一部改正)

(議長)

第6条 公聴会は、知事又はその指名する職員が議長として主宰する。

(発言)

第7条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 公述人の発言は、意見書に従って行うものとし、当該案件の範囲を超えてはならない。

3 議長は、公述人が前2項の規定に反して発言するときは、その発言を禁止することができる。

(平28規則45・一部改正)

(代理人)

第8条 公述人は、病気その他やむを得ない理由により公聴会に出席できないときは、代理人を選任することができる。

2 公述人は、前項の規定により代理人を選任したときは、代理人の住所及び氏名並びに選任の理由を記載した代理人選任届をあらかじめ知事に提出しなければならない。

3 前条の規定は、代理人の発言について準用する。(平28規則45・一部改正)

(意見書の朗読)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、その指名した者に意見書を朗読させることができる。

(質問)

第10条 議長は、公述人又は代理人に対して質問することができる。

2 議長は、必要と認めるときは、当該案件について関係者に説明を求めることができる。(平28規則45・一部改正)

(傍聴人の制限)

第11条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(秩序の維持)

第12条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

2 議長は、前項に規定する措置を行つても、公聴会を継続することが困難であると認めるときは、公聴会を中止することができる。(平28規則45・一部改正)

(記録)

第13条 議長は、公聴会が終了したときは、速やかに、その記録を作成し、これに記名押印するものとする。

2 前項の記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該案件の内容
- 二 公聴会の開催期日及び場所
- 三 出席した公述人又は代理人の住所及び氏名
- 四 公述人又は代理人が述べた意見の要旨
- 五 公聴会の経過に関する事項
- 六 その他議長が必要と認めた事項

(平28規則45・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県屋外広告物審議会規則

昭和35年3月22日

岡山県規則第10号

岡山県屋外広告物審議会規則を次のように定める。

岡山県屋外広告物審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山県附属機関条例(昭和27年岡山県条例第92号)第4条の規定により、岡山県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(平元規則48・追加)

(所掌事項)

第2条 審議会は、岡山県屋外広告物条例(昭和41年岡山県条例第29号)の規定により知事から諮問された事項を調査審議し、知事に意見を具申するものとする。
(平元規則48・追加)

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。
(平元規則48・旧第1条繰下・一部改正)

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者について、知事が任命し、又は委嘱する。

- 一 学識経験を有する者 8人以内
- 二 関係行政庁の職員 4人以内
- 三 県議会の議員 2人以内
- 四 広告業者 4人以内

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員が欠けた場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、任期満了後であつても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行なうものとする。
(平元規則48・旧第2条繰下)

(臨時委員)

第5条 審議会に特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置く。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。
(平元規則48・旧第3条繰下)

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
(平元規則48・旧第4条繰下)

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

- 2 議事は、委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の半数以上が出席しなければ議決することができない。
- 3 議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(昭63規則37・一部改正、平元規則48・旧第5条繰下)

(回議)

第8条 審議会の会議が定足数に達せず、再度会議を招集するいとまがないときその他会長が必要と認めるときは、委員等の半数以上に回議した上、会長の決定により会議の議決に代えることができる。

- 2 前項の規定による処置については、会長は、次の会議においてこれを審議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(昭63規則37・追加、平元規則48・旧第6条繰下)

(常務委員会)

第9条 審議会の審議事項のうち、軽易な事項及び岡山県屋外広告物条例第10条第3項の規定による緊急かつ軽易な事項を調査審議するため、常務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会を構成する委員(以下「常務委員」という。)は、委員のうちから互選し、会長が任命する。

3 常務委員の任期は、委員の任期とする。

4 委員会に委員長を置き、常務委員のうちから互選する。

5 委員長は、委員会の会務を総理し、審議の結果を審議会に報告する。

6 委員会の議事は、常務委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

7 前条第1項の規定は、委員会の会議について準用する。(昭42規則34・追加、昭63規則37・旧第6条繰下・一部改正、平元規則48・旧第7条繰下・一部改正)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が知事の承認を得て定める。(昭37規則47・旧第9条繰上、昭41規則32・旧第7条繰上、昭42規則34・旧第6条繰下、昭63規則37・旧第7条繰下、平元規則48・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則(昭和41年規則第32号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、第92条の規定は、社団法人岡山県畜産公社の設立の日から施行する。

附 則(昭和42年規則第34号)

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第48号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成元年6月1日から施行する。